

# 福岡市一般廃棄物資源化施設整備費補助金交付における 意見聴取に関する要領

## 第一章 総則

### (目的)

第1条 この要領は、福岡市一般廃棄物資源化施設整備費補助金交付要綱に基づき、福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド運営委員会（以下「運営委員会」という。）において行う福岡市一般廃棄物資源化施設整備費補助金（以下「補助金」という。）交付における補助金の意見聴取に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 委員

補助金の意見聴取を行う運営委員会の委員をいう。

(2) 申請者

福岡市一般廃棄物資源化施設整備費補助金交付要綱第8条第2項に定める補助金交付申請期間指定書の交付を受けたもののうち、補助金の交付を申請した者をいう。

(3) 交付対象事業

申請者が福岡市一般廃棄物資源化施設整備費補助金交付要領第6条第1号に定める企業概要及び事業計画書を提出した事業をいう。

(4) 補助金の意見聴取

申請者の経営状況及び交付対象事業の実行能力の有無等について、専門的見地から分析及び議論することで、補助金の交付又は不交付を決定する判断材料となる意見を得ることを目的として行うものをいう。

### (守秘の徹底)

第3条 補助金の意見聴取の過程は、非公開とする。

2 委員は、補助金の意見聴取の過程で知ることができた次の各号に掲げる情報を漏らしてはならない。

(1) 企業概要及び事業計画書等の内容

(2) 委員を特定できる情報

(3) 委員からの意見内容

(4) 意見聴取の協議結果

3 委員は、補助金の意見聴取の結果についての問い合わせに応じないものとする。

### (社会的倫理の遵守)

第4条 委員は、補助金の意見聴取の過程で知り得た申請者の独自性のあるアイデアや公表前の経営に関する情報を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことは、社会的倫理に反するため、行ってはならない。

### (利害関係者の排除)

第5条 補助金の意見聴取に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 委員自身が申請者である場合は、補助金の意見聴取に加わらないこととする。

# 福岡市一般廃棄物資源化施設整備費補助金交付における意見聴取に関する要領

- (2) 委員が、申請者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、補助金の意見聴取に加わらないこととする。
- ア 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
  - イ 緊密な共同事業を行う関係（例えば、共同プロジェクトの遂行者）
  - ウ 企業グループ内の所属関係（親会社・子会社の関係等、経営に関与する者）
  - エ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
  - オ 補助金の意見聴取が委員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

## 第二章 補助金の意見聴取

(補助金の意見聴取の方法)

第6条 補助金の意見聴取に際しては、原則として申請者によるプレゼンテーションを行うものとする。ただし、交付対象事業の内容等によりプレゼンテーション実施の必要がないと認めるとき又はやむを得ない理由が認められたときはこの限りでない。

2 補助金の意見聴取の詳細については、次に定めるところによる。

(1) プレゼンテーション

ア 説明内容

申請者は、第7条に掲げる「補助金の意見聴取における着眼点」の各要素を踏まえ、企業概要及び事業計画書等の内容をもとに、交付対象事業の目的・実施計画等について分かりやすく説明すること。なお、環境・衛生対策や維持管理体制について、新規申請などでプレゼンテーション時に詳細な説明ができない場合は、補助金交付申請前までに委員意見に対する回答とともに、別途報告すること。

イ 質疑応答

委員は、第7条に掲げる「補助金の意見聴取における着眼点」の各要素について、申請者の説明に補足が必要な項目を中心に質疑を行うこと。

(2) 協議

ア 補助金の意見聴取シートの記入

委員は、企業概要及び事業計画書等及びプレゼンテーションの内容をもとに、「福岡市一般廃棄物資源化施設整備費補助金交付における意見聴取シート」（以下「補助金の意見聴取シート」という。）に評定及び意見等の記入を行う。

イ 補助金の意見聴取シートの回収及び集計

運営委員会事務局（以下「事務局」という。）は、委員が記入した補助金の意見聴取シートを回収し、案件ごとに、委員の意見も含めた集計結果をまとめる。なお、集計後の補助金の意見聴取シートは各委員に返却する。

ウ 案件ごとの協議

運営委員会は、交付対象事業ごとに、事務局がまとめた集計結果をもとに協議を行う。

エ 補助金の意見聴取のまとめ

事務局は、運営委員会において出された補助金の意見聴取の最終的な協議結果をまとめる。なお、各委員に返却した補助金の意見聴取シートを再度回収し、検討を終了する。

(3) その他

既存施設の変更については、必要に応じて現地確認を行うことができる。

# 福岡市一般廃棄物資源化施設整備費補助金交付における意見聴取に関する要領

(補助金の意見聴取における着眼点)

第7条 補助金の意見聴取における着眼点は、次の表に定めるところによる。ただし、交付対象事業の内容等により、次の表に掲げる項目以外の着眼点が特に必要と思われる場合は、各委員は第6条第2項第2号の協議の際に補助金の意見聴取について着眼点の追加を提案することができ、出席委員全員が同意した場合は意見聴取シートに当該提案を追加することができる。

1. 施設計画（環境・衛生対策を含む）	
① 計画概要等	申請者の概要
	施設設置の目的
	処理方式、処理能力、処理量（目標）など
② 施設の配置等	施設の配置、動線計画について練られたものか。
	外観は周辺環境となじむものか
③ 環境・衛生対策	処理内容に応じた環境・衛生対策（悪臭、害虫、粉塵、振動、騒音、汚水、交通量）を講じているか。
④ 災害対策	事故防止のための労働環境対策が講じられているか。
	災害時の廃棄物流出防止措置を講じているか。
2. 運営計画（収支計画を含む）	
① 循環資源の確保	原料となる廃棄物が安定的に搬入される工夫
② 製品の販売等	資源化製品の品質向上や付加価値を生む工夫
	資源化製品の販路や販売量の拡大についての工夫
③ 受入時間・料金等	排出事業者、運搬業者が利用しやすい受入時間、処理料金の設定がなされているか。
④ 維持管理体制	通常操業時における廃棄物の飛散流出防止措置を講じているか。
⑤ 収支計画	現実的な収支計画が考えられているか。

附 則

この要領は、平成26年7月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月5日から施行する。